

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第36号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において「職員」とは、県立の中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（学校栄養職員及び事務職員を除く。<u>第8条第1項</u>において「<u>県費負担教職員</u>」という。）をいう。</p> <p>第8条 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「職員」とは、県立の中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（学校栄養職員及び事務職員を除く。<u>第8条の2第1項</u>において「<u>県費負担教職員</u>」という。）をいう。</p> <p><u>(休息时间)</u> <u>第8条 任命権者は、所定の勤務時間のうちに、教育委員会規則の定める基準に従い、休息時間を置くものとする。</u></p> <p>第8条の2 略</p>

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。